

○あま市予防接種健康被害調査委員会要綱

平成22年3月22日

訓令第67号

(設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、あま市が実施する予防接種(以下「予防接種」という。)に起因した健康被害の適正かつ円滑な処理解決を図るため、予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予防接種に起因すると思われる健康被害の発生に際して、当該事例について医学的な見地からの調査を行い、必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 海部医師会長
- (2) 市内医師 2人
- (3) 津島保健所長
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の説明等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議への出席等により関係者の説明及び意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第8条 委員及び前条の関係者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報告)

第9条 会長は、調査審議の結果を文書で市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部健康推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。